

**平成16年度福島県青少年等海外派遣事業「うつくしま県民の翼」
ユニバーサルデザイン研修コース実施要綱**

1 目的

人は誰でもけがや病気をしたり、事故にあったりする可能性があり、また誰でも高齢期を迎えると身体が利かなくなりますが、どのような状況になったとしても疎外感を味わうことがなく、誰にでも、使いやすく、過ごしやすい、安全、安心、快適な環境づくりがますます必要不可欠になっている。

このような環境づくりを推進していくためには、行政のみならず、企業、団体、NPO、個人、大学など多様な主体の連携が重要であることから、システムの成功している先進国の教育、まちづくり、サービス、制度などさまざまな分野における取組みや連携状況などを研修し、もって、本県における効果的なユニバーサルデザインの推進に寄与することを目的とする。

2 主催

福島県、福島県教育委員会

3 事業の概要

(1) 派遣先

アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド
イリノイ州シカゴ

(2) 派遣期間

平成16年10月28日(木)から11月6日(土)までの10日間(予定)

(3) 派遣人員23名

団 長		1名	
副団長(一般団員より選任)		数名	
団 員	一 般 団 員	積極的に自立生活等に取り組む障害のある人(a)	3名
		盲・聾・養護学校高等部生徒、障害のある高等学校生徒(b)	4名
		高等学校生徒(c)	3名
		建築・設計業、製造業、運輸・通信業、小売業・飲食店、サービス業(旅館、社会福祉、医療等)、NPOなど、主としてサービスを提供する人で企画等に携わっている人又は経営者(d)	8名
	引率教諭、事務局	4名	

(4) 主な研修内容(予定)

オレゴン州ポートランド

米国住民の日常生活の場面場面において、サービスを提供する各主体が、ADA法やリハビリテーション法を受けて、どのように対応しているのか、面的な連続性を体験するとともに、各サービス提供主体へのヒアリングを通じて見聞を深める。また、生活者の視点で活躍する地元NPO等の取組み調査を行う。

(例) 住居(ホテル) 交通機関(MAX) 学校(大学) 公共施設

レストラン ショッピング 交通機関(低床バス) 住居(ホテル)

ホテル等の宿泊先のハード・ソフト両面での受け入れ態勢の調査

移動手段としての公共交通機関(路面電車MAX及びバス)の体験試乗及びヒアリング

障害者や高齢者も働きやすい環境整備に取り組む事業所訪問

ハード・ソフト両面でUDに取り組むオレゴン大学訪問

UDの視点からの町並み散策及び擬似ショッピング体験

NPOや住民グループの行政と連携した活動状況調査

イリノイ州シカゴ

障害のある児童・生徒の進学や就労の面での機会平等がいかに進んでいるのか、その実態を調査するとともに、特殊教育諸学校の役割等を視察する。

また、ユニバーサルデザインの視点でレクリエーションや教育プログラムを整備し、ADA法を凌駕したサービスを提供している動物園を訪問体験する。

通常の初等教育学校及び特殊教育諸学校等の訪問

障害者や高齢者も働きやすい環境整備に取り組む事業所訪問

ブルックフィールド動物園の訪問視察

研修先等は都合により変更となる場合がある。

(5) 事前研修

団員内定者に対し、研修に必要な知識及び団員相互の連帯意識の醸成を目的として事前研修を行う。

第1回 8月 7日(土)～8月 8日(日) <2日間の宿泊研修>

第2回 9月11日(土)～9月12日(日) <2日間の宿泊研修>

(6) 結団式

9月12日(日) <第2回事前研修日終了後>

(7) 事後研修

研修の成果について意見交換を行い、今後の団員の活動に研修成果を活かすとともに、広く研修の成果を報告するために、報告書作成及び帰国報告展・出展の検討を行う。

(8) その他

この事業で派遣された団員は、次の活動等を行うものとする。

・各種帰国報告への参加

- ・地域社会、職場、各種団体等における啓発活動
- ・できるところからすみやかにユニバーサルデザインを実践すること
- ・UDパートナーシップ事業への参加
- ・報告書原稿の作成

4 募集の方法

一般団員は、公募により募集する。募集方法は別途定める募集要領による。

5 費用負担

次の経費を負担する。

(1) 負担金

- ・一般団員区分 (b) 及び (c) : 総費用の約 1 割
- ・一般団員区分 (a) 及び (d) : 総費用の約 2 割

総費用については、為替相場の変動等により変更する場合がある。

なお、負担金の額については、5 千円単位とし端数を切り捨てた額とする。

ただし、次の要件に該当する者については、申請により負担金を免除することができる。

ア 盲・聾・養護学校高等部生徒、障害のある高等学校生徒 (b)
高等学校生徒 (c)

所得税法上の生徒の扶養者の平成 16 年住民税課税所得金額が、159 万 5 千円以下である場合 (ただし、生徒本人に所得税法上の扶養者がいない場合には、本人の平成 15 年住民課税所得金額による。)

イ 上記以外の一般団員

本人の平成 16 年住民税課税所得金額が、159 万 5 千円以下である場合

(2) その他各自が負担するもの

旅券発給手数料、旅行用荷物配送料、保険料 (任意) 派遣期間中の疾病又は障害の治療に要する費用、並びに出発時・帰国時の集合場所 (福島、郡山、いわきを予定) までの交通費、チップ (個人的にサービス等を受けた場合) 本人の過失や責により生じた経費、参加する際に個人的に必要となる物品の経費

6 団員資格の取り消し

(1) 団員として不適当と認められる者については、団員の資格を取り消すものとする。出発後における資格の取り消しは団長が行い、すみやかに帰国させるものとする。

(2) 出発後に団員の資格を取り消した場合における帰国に要する経費は、取り消された者の負担とする。

(3) 団員の資格を取り消した場合においては、すでに県が負担した経費の一部又は全部を取り消された者から返還させることができる。この場合、負担金については返還しないものとする。